

内閣参質二〇八第五一号

令和四年六月三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員武田良介君提出都市における道路と鉄道との連続立体交差化事業の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員武田良介君提出都市における道路と鉄道との連続立体交差化事業の取扱いに関する質問に  
対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「昭和四十六年通知」は、昭和四十四年九月一日付けで運輸省と建設省との間で締結された「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する協定」及び「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目協定」（以下これらを合わせて「昭和四十四年運輸省・建設省協定」という。）の運用に当たつて、昭和四十四年運輸省・建設省協定では記載されていないものの、連続立体交差化事業の円滑な実施のため必要な内容について通知したものである。

その後、昭和四十四年運輸省・建設省協定は、平成四年三月三十一日付けで運輸省と建設省との間で締結された「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する協定」及び「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目協定」（以下これらを合わせて「平成四年運輸省・建設省協定」という。）により廃止された。しかしながら、「昭和四十六年通知」については、その内容が平成四年運輸省・建設省協定でも記載されておらず、また、連続立体交差化事業の円滑な実施のため必要な内容が引き続き含ま

れでいることから、廃止しておらず、失効していない。

こうしたことから、「昭和四十六年通知」の失効を前提とした指導及び助言を行う考えはない。